資料１

瀬戸内海環境保全小委員会の設置について（案）

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、瀬戸内海の環境の保全の在り方にについて調査審議するため、下記の委員会を設置することとする。

瀬戸内海環境保全小委員会

よって、令和３年３月17日付け水環境・土壌農薬部会決定（最終改正：令和７年６月24日）「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の専門委員会の設置について」を別紙のとおり改正する。

（別紙）

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会の小委員会の設置について（案）

令和３年３月１７日
令和４年９月１５日改正
令和５年４月４日改正
令和５年６月１４日改正
令和６年１月１２日改正
令和６年８月９日改正
令和７年６月24日改正
令和８年●月●日改正
水環境・土壌農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成１３年１月１５日中央環境審議会決定）第８条第１項の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

１．中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、次の小委員会を置く。
（１）人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会
（２）生活環境の保全に関する水環境小委員会
（３）バイオレメディエーション小委員会
（４）農薬小委員会
（５）水道水質・衛生管理小委員会
（６）土壌制度小委員会
（７）水環境制度小委員会
（８）瀬戸内海環境保全小委員会

２．人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会においては、環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項の規定に基づく水質の汚濁及び土壌の汚染に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項について調査審議する。

３．生活環境の保全に関する水環境小委員会においては、環境基本法第１６条第１項の規定に基づく水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準（水生生物の保全に係る水質環境基準に関する事項を含む）の設定、改訂及び水域類型の指定等に関する事項、その他良好な水環境の保全に関する事項について調査審議する。

（別紙）

４．バイオレメディエーション小委員会においては、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。

５．農薬小委員会においては、農薬取締法第４条第１項第６号から第９号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和４６年３月農林省告示第３４６号）第１号イ、第３号及び第４号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）第４条１項第 11 号に規定する農林水産省令・環境省令（令和５年農林水産省・環境省令第２号）で定める場合に関する事項、同法第３条第１項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに同法第２５条の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。

６．水道水質・衛生管理小委員会においては、水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する専門的事項について調査審議する。

７．土壌制度小委員会においては、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）に関する今後の土壌汚染対策の在り方及び同法の運用等について調査審議する。

８．水環境制度小委員会においては、環境保全上の支障の防止及び良好な環境の創出に向けた今後の水環境に関する制度の在り方について調査審議する。

９．瀬戸内海環境保全小委員会においては、瀬戸内海の環境の保全の在り方について調査審議する。

10~~9~~．各小委員会の決議は、部会長の同意を得て、水環境・土壌農薬部会の決議とすることができる。

11~~10~~．部会長は、各小委員会に出席し、意見を述べることができる。